

# 令和3年度お茶の京都観光地域づくり人材育成・地域資源開発

## 支援業務仕様書

### 第1 目的

一般社団法人京都山城地域振興社（以下、「お茶の京都DMO」という。）では、お茶の京都地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）において、連携とネットワークの強化を図り、観光地域づくりの推進、交流人口の拡大及び地域ブランド化等を推進することで、観光を入口とした持続可能な地域づくりを進め、地域活性化を図ることとしている。

この観光地域づくりの一層の推進を図ることを目的とし、地域の実情に応じて、エリア内で活動する観光関係者、行政関係者などへの専門的見地からのアドバイス、フィールドワークでの実地指導、コーディネートのほか、隠れた地域資源の発掘、観光資源や体験のプログラム化、着地型観光商品化に向けてのサポートなど、地域の観光人材の育成や地域資源の開発事業を行う。

### 第2 業務の内容

事業の実施にあたっては、お茶の京都DMOが指定する総合コーディネーターと実施事業の内容、手法、スケジュール等、意見調整をして事業の実施計画を策定すること。

#### （1） DMO観光商品造成販売事業に関する人材育成業務

当地域の新たな観光資源の発掘、観光商品の開発・造成・販売を実践する為の現地でのフィールドワークを通じて、商品販売の実現に向け、必要な観光人材の育成を行うとともに、現地観光サービスの維持・向上させるための仕組みの提案と実施指導。特にコロナ感染症の状況を鑑み、集会等が困難な場合のWeb会議の開催など、事業実施に向けた提案も行うこと。

- ① 着地型・体験型旅行商品の開発・造成・販売を実現する人材育成に向けた具体的な仕組みの提案と実施指導

（例：総合コーディネーターの派遣、）

- ② 着地型・体験型旅行商品の開発・造成・販売に必要なガイド、地元プレイヤー、観光事業者、団体などの育成方法の提案と実施指導

（例：商品関係者（通訳案内士・専任ガイド）のスキルアップ・フィールドワーク）

- ③ 着地型・体験型旅行商品の販売方法についての提案

（例：商談会サポート、エージェントでの販売取扱）

- ④ 1 2 市町村の観光行政、観光協会等団体の担当者、観光資源情報共有と現場の課題解決方法の提案（例：市町村別ヒアリング、アドバイス会議）
- ⑤ 通訳案内士・お茶の京都専任ガイド養成事業にはWEB会議などによる非対面・リモートなど3密状態を回避させる手法の提案  
（例：通訳案内士、お茶の京都専任ガイド養成）
- ⑥ 地域課題解決・観光事業等に係るテーマ別人材育成プログラムの提案  
（例：人材育成セミナー、観光力向上講座など）

(2) 人材育成事業の対象者

- ①お茶の京都エリアの観光客の受け入れに直接従事する法人・個人
- ②当DMOが開発・販売する観光商品の観光コンテンツを提供する法人・個人  
（例：通訳案内士、地元ボランティアガイド、体験コンテンツ提供者、観光事業者）
- ③その他、観光地域づくりの業務に限らず、リモートワーカーや他拠点生活者、複数の職業を持つ副業人材など専門性を持った新たな働き方をする個人  
（例：行政職員、NPO法人、旅行者、交通事業者、飲食業者、農業生産者、リモートワーカー、Iターン、Uターン希望者、半農半X、ほか）

(3) 具体的なKPI目標設定と行程表（進行管理表）の策定

①具体的なKPI目標設定

委託業務集終了段階において進捗したことを示すための具体的な数値目標（KPI）の設定

（例 スキルアップ・フィールドワーク回数、商品設定本数、商品販売人数、商品販売目標額、人材育成セミナー・講座など開催回数、参加者数）

(4) その他「お茶の京都」観光地域づくり推進に係る提案・助言

お茶の京都の現状において改善点として実施すべき優先的な課題があれば提案・助言を行うこと。

(5) 業務期間 契約締結日～令和4年3月31日（木）

(6) その他注意事項

- ①新型コロナウイルスによる感染防止対策等の措置を講じること。
- ②感染状況などを鑑み、スケジュール、実施計画は随時、修正するもの。

(7) 業務体制

- ①あらかじめ、お茶の京都DMOが指定する総合コーディネーターと調整したスケジュールで行うこと。

- ②業務遂行に関する主担当（1～2名）程度の専任と、原則としてその担当者がすべての業務を統括すること。（主担当をサポートする組織体制も明確にすること）
- ③業務内容については、泉温的な知識やノウハウが必要なテーマによっては、最適な外部人材をさらに追加で選定し、事業に参加できるよう協議すること。

#### （8）個別事項

なお、総合コーディネーターに支払うべき報酬・経費については、本契約額（予定価格）には含まない。

##### ① 事業開始時期

契約締結後、令和3年5月上旬を目途に開始できるものとする。

##### ② 成果物

- ③ 次にあげる成果物を当DMOに内容の説明をしたうえで、令和4年3月20日までに、提出

すること。ただし、説明時においては、作成途上の資料を使っても構わない。

<成果物>

最終報告書及び当該業務の遂行家庭で取得しまたは作成した資料A4版5部及び電子データで提出すること。

##### ④ その他

業務に関わる全ての著作権はお茶の京都DMOに帰属する。また、成果品はお茶の京都DMOが作成するホームページ（日本語・英語）や印刷物等の2次利用を可能とすること。本業務仕様書に定めのない事項についてはお茶の京都DMOと協議の上決定すること。